



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|  |                  |
|--|------------------|
| 1028 和歌山県庁南別館管理業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等    | (管財課)..... 1     |
| 1029 和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (情報政策課)..... 4   |
| 1030 生活保護法による指定医療機関の廃止                           | (福祉保健総務課)..... 7 |
| 1031 〃   | ( 〃 )..... 8     |
| 1032 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更                   | (障害福祉課)..... 8   |
| 1033 救急病院の認定                                     | (医務課)..... 8     |
| 1034 〃   | ( 〃 )..... 8     |
| 1035 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要                | (商工振興課)..... 9   |
| 1036 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要                 | ( 〃 )..... 9     |
| 1037 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容                       | (森林整備課)..... 10  |
| 1038 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容                     | ( 〃 )..... 11    |
| 1039 保安林の指定                                      | ( 〃 )..... 11    |
| 1040 〃   | ( 〃 )..... 12    |
| 1041 〃   | ( 〃 )..... 12    |
| 1042 〃   | ( 〃 )..... 13    |
| 1043 〃   | ( 〃 )..... 13    |
| 1044 〃   | ( 〃 )..... 13    |
| 1045 保安林の指定の解除                                   | ( 〃 )..... 14    |
| 1046 保安林予定森林                                     | ( 〃 )..... 14    |
| 1047 道路の供用開始                                     | (道路保全課)..... 14  |
| 1048 道路の位置の指定                                    | (都市政策課)..... 15  |

### ○ 公安委員会告示

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 45 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施 | ..... 15 |
|-----------------------------------|----------|

### ○ 公告

|      |                 |
|------|-----------------|
| 入札公告 | (管財課)..... 17   |
| 〃    | (情報政策課)..... 21 |

## 告 示

### 和歌山県告示第1028号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、和歌山県庁南別館管理業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 総合評価一般競争入札に付する業務及び数量  
和歌山県庁南別館管理業務委託 一式

2 入札参加者の資格

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。ただし、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員は3者以内とし、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で参加することはできない。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) 国税、県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けている者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関して保安の監督ができる地位にある主任技術者を選任することができる者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条で定める特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督ができる建築物環境衛生管理技術者を選任することができる者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

(7) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第13条第3項で定める貯蔵所及び取扱所において危険物を取り扱うこと及びその取扱い作業に関して立ち会うことができる甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者を選任することができる者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

(8) 原則として、この入札に係る管理業務と同種の業務を資格審査申請日の属する事業年度の直前の事業年度までの連続する5事業年度において、継続して2年以上当該業務を営んでいた実績のある者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについても、原則として、この入札に係る管理業務と同種の業務又は当該業務の一部を資格審査申請日の属する事業年度の直前の事業年度までの連続する5事業年度において、継続して2年以上当該業務を営んでいた実績のある者であること。

(9) 資格審査申請日の属する事業年度の直前の事業年度までの連続する5事業年度において一定規模の施設の管理業務を所有者から直接受託した実績を有すること。

コンソーシアムにあつては、出資の割合が最大である構成員がこの要件を満たすものであること。

(10) 県内に本社、支社等の明らかな営業の活動拠点を有する者又は有する予定の者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）が経営若しくは運営に関与している者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(12) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(13) 和歌山県庁南別館管理業務委託に係る総合評価を行う委員会の委員又は当該委員と直接の利害関係

のある者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(14) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(15) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(16) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(17) (1) から (16) までに掲げるもののほか、契約の履行が困難であると認められる者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア この総合評価一般競争入札の資格審査申請者（以下「申請者」という。）がコンソーシアム（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織をいう。以下同じ。）でないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 経営状況等に関する調書（事業経歴書）

(ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書（法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(カ) 財務諸表（直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

(キ) 誓約書

(ク) 使用印鑑届

(ケ) 営業に関し、許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し

(コ) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

イ 申請者がコンソーシアムであるとき。

次の（イ）から（ケ）までの書類については構成員毎に提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム用）

(イ) 経営状況等に関する調書（事業経歴書）

(ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書（法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 和歌山県が課する県税全税目

c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

(カ) 財務諸表（直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）

(キ) 誓約書

(ク) 使用印鑑届

(ケ) 営業に関し、許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し

(コ) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

(サ) コンソーシアム協定書

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) (1) のアの(ア)、(イ)、(キ)、(ク)及び(コ)又は(1)のイの(ア)、(イ)、(キ)、(ク)、(コ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの申請用紙は、平成23年9月30日（金）から同年10月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成23年10月24日（月）午後5時までの間に和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）で行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成23年9月30日（金）から同年10月24日（月）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。なお、郵便による提出は認めないものとする。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局管財課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

#### 6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年11月11日（金）までに別途通知する。

なお、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成23年11月17日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成23年11月21日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第1029号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 入札に付する業務の名称

## 和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借業務

## 2 入札参加者の資格

- (1) この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請時点において、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とする。
- ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
  - エ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条第1号から第10号までに掲げる条件を満たす者であること。
  - オ 過去3年以内に自治体の住民公開型地理情報システムを構築・運用した実績があること。
  - カ JISQ15001（プライバシーマーク取得）の認証を取得していること。
  - キ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
  - ク 業務責任者においては、自治体の住民公開型地理情報システムを業務責任者として構築・運用した実績があること、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定により、測量士として登録していること。
  - ケ 和歌山県が示す仕様を満足する回答書を提出した者であること。
  - コ 和歌山県が示すテストデータを表示するサイトを資格審査申請書類提出時までに構築し、そのサイト上での地図操作が県の要求する機能要件・性能要件を満たす者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合、(1) のアからクまでについては以下の要件を満たすこと。
- ア 各構成員が (1) のアからエまでに掲げる要件を全て満たすこと。
  - イ 構成員のうち、本システムの導入委託に関わる構成員のいずれかが (1) のオの要件を満たすこと。
  - ウ 構成員のうち、データを取り扱う構成員の全てが (1) のカとキの要件を満たすこと。
  - エ 構成員のうち、サーバ機器類を取り扱う構成員の全てが (1) のキの要件を満たすこと。
  - オ 構成員のうち、コンサルティングを担当する構成員のいずれかが (1) のクの要件を満たすこと。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 申請しようとする者がコンソーシアムでないとき。
    - (ア) 競争入札資格審査申請書
    - (イ) 業務概要調書
    - (ウ) 業務実績調書
    - (エ) 法人にあつては登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - (オ) 役員等に関する調書
    - (カ) 使用印鑑届
    - (キ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - (ク) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
    - (ケ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
      - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地在る都道府県が課する全税目
    - (コ) 過去3年以内に自治体の住民公開型地理情報システムを受注したことを示す契約書等の写し
    - (サ) JISQ15001（プライバシーマーク）の取得を証する書類の写し

(シ) ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の取得を証する書類の写し

(ス) 誓約書

(セ) 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

(ソ) 業務責任者の経歴書

測量法第49条の規定により、測量士として登録していることを証する書類の写しを添付すること。

(タ) 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(チ) テストデータ表示サイト申請書

イ 申請しようとする者がコンソーシアムであるとき。

(ア)、(ソ)、(タ)、(チ) 及び (ツ) の書類については、コンソーシアムの代表者が、(コ) の書類については、本システムの導入の委託に関わる構成員のいずれかが、(サ) の書類については、本システムのデータを取り扱う構成員の全てが、(シ) の書類については、データを取り扱う構成員及びサーバ機器類を取り扱う構成員の全てが提出することとする。また、(イ) から(ケ) まで、(ス) 及び (セ) の書類については、構成員ごとに提出することとする。

(ア) 競争入札資格審査申請書 (コンソーシアム)

(イ) 業務概要調書

(ウ) 業務実績調書

(エ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 役員等に関する調書

(カ) 使用印鑑届

(キ) 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(ク) 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(ケ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(コ) 過去3年以内に自治体の住民公開型地理情報システムを受注したことを示す契約書等の写し

(サ) JISQ15001 (プライバシーマーク) の取得を証する書類の写し

(シ) JISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の取得を証する書類の写し

(ス) 誓約書

(セ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員)、委任状 (コンソーシアム代表者)

(ソ) 業務責任者の経歴書

測量法第49条の規定により、測量士として登録していることを証する書類の写しを添付すること。

(タ) 和歌山県が示す仕様書に対する回答書

(チ) テストデータ表示サイト申請書

(ツ) コンソーシアム協定書

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって (1) の (イ) から (ケ) までの書類の提出に代えることができる。

(3) (1) のアの (ア)、(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)、(ス)、(セ)、(ソ) 及び (チ) に掲げ

る申請書類並びにイの（ア）、（イ）、（ウ）、（オ）、（カ）、（ス）、（セ）、（ソ）、（チ）及び（ツ）については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成23年9月30日（金）から同年10月7日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に6に掲げる場所で配布を行う。2（1）コで利用するテストデータは、平成23年10月7日（金）から同月13日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時に6に掲げる場所でテストデータ借用書を提出した者に提供する。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年10月13日（木）午後4時までの間に、和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して電子メール（e0204001@pref.wakayama.lg.jp）により行うものとする。

#### 4 資格審査説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

##### (2) 日時

平成23年10月7日（金）午後2時から

#### 5 資格審査書類の受付期間及び受付場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成23年10月7日（金）から同月24日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により6に掲げる場所で受け付ける。

#### 6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1号  
郵便番号 640-8262  
電話番号 073-441-2404  
ファクシミリ番号 073-428-1136

#### 7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成23年11月1日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

#### 9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成23年11月4日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成23年11月7日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第1030号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定<br>番 号  | 名 称           | 所 在 地         | 廃 止<br>年 月 日 |
|-------------|---------------|---------------|--------------|
| 田薬<br>36-17 | 紀南ヘルシーデポ薬局田辺店 | 田辺市新万23番14-2号 | 平成<br>23.8.7 |
| 田薬<br>37-17 | 紀南ヘルシーデポ薬局三栖店 | 田辺市下三栖1257番7  | 平成<br>23.8.7 |

## 和歌山県告示第1031号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定<br>番 号  | 名 称      | 所 在 地          | 廃 止<br>年 月 日  |
|-------------|----------|----------------|---------------|
| 有医<br>53-54 | 楠林産婦人科医院 | 有田郡有田川町金屋256-1 | 平成<br>23.8.31 |

## 和歌山県告示第1032号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 病院又は診療所

| 医療機関の名称  | 医療機関の所在地       | 変更内容      | 変更前         | 変更後      | 変 更<br>年 月 日 |
|----------|----------------|-----------|-------------|----------|--------------|
| なの花薬局堀止店 | 和歌山市堀止東1丁目2-28 | 医療機関の名称変更 | サンアイリス薬局堀止店 | なの花薬局堀止店 | 平成<br>23.9.1 |

## 和歌山県告示第1033号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人南労会 紀和病院
- 2 所在地 橋本市岸上18番地の1
- 3 有効期限 平成26年10月18日

## 和歌山県告示第1034号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸



- 1 名称 長雄整形外科
- 2 所在地 紀の川市下井阪447-1
- 3 有効期限 平成26年10月31日

**和歌山県告示第1035号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見及び同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）コーナンPRO和歌山鳴神店  
和歌山県和歌山市鳴神字亀宇田629-1 他
- 2 意見の概要
  - (1) 法第8条第1項に基づく意見
    - ア 騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努めてください。なお、近隣からの騒音対策等の要望があれば、必要に応じて対策を講じてください。
    - イ 水質汚濁防止法または瀬戸内海環境保全特別措置法に該当する場合は、遅滞なく設置届出または許可申請が必要となるので留意してください。
    - ウ 土砂条例及び建設リサイクル法に該当する場合には届出が必要となるので留意してください。
    - エ 当該計画については、開発行為非該当確認済みですが、造成計画等に変更が生じた際には都市計画画法上の手続きが必要となる場合があるので留意してください。
  - (2) 法第8条第2項に基づく意見  
建物周辺や室外機から出る粉塵・埃・熱風・騒音を予防・防止しない行為に対して、以下の3点の申し立てをします。
    - ア 室外機を建物北部に位置する住宅側に向けない。
    - イ 換気扇についても建物北部に位置する住宅側に向けない。
    - ウ 防塵防音壁を建物北部に設置すること。
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成23年9月30日から同年11月1日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1036号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
卸値市場ハッスル高野口店  
橋本市高野口町名古屋9-1他5筆
- 2 意見の概要

施工中及び開店後の近隣住民への騒音対策や安全対策に十分なご配慮をお願いしたい。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年9月30日から同年11月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1037号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成23年10月21日から平成24年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成23年8月10日から同年9月30日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に

掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 和歌山県告示第1038号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

御坊市、印南町、那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

##### (2) 期間

平成23年10月21日から平成24年3月31日まで

#### 2 森林病虫害の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

#### 4 命令をしようとする理由

平成23年8月10日から同年9月30日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

#### 和歌山県告示第1039号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市上秋津字宇井田1152の8(次の図に示す部分に限る。)、1152の16
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宇井田1152の8、1152の16(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1040号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字北小一谷757
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1041号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字公門原1158の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1042号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字川口字尾岩坂436の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1043号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字吉原字辻り石1917の57（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1044号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字川口字アセムゴ谷683から685まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字アセムゴ谷684、685

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第1045号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町串本字片江生1727の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 魚つき

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第1046号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字宮川字中陰地646の2・652（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第1047号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町生馬字鳥淵2785番1地先から同町生馬字下滝2912番5地先まで

供用開始の期日 平成23年10月3日

### 和歌山県告示第1048号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置                        | 申 請 者<br>住 所<br>氏 名                     | 指定年月日           | 道 路         |             |
|------|--------------------------------|---|-----------------|-------------|-------------|
|      |                                |   |                 | 幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
| 3137 | 海南市鳥居字丹鍬487番の一部、488番1の一部、里道、水路 | 和歌山市和歌川町9番36号<br>株式会社カリフ興産<br>代表取締役 南武雄 | 平成<br>23. 9. 16 | 5.00        | 62.08       |
|      |                                |   |                 | 5.00        | 6.42        |
|      |                                |   |                 | 4.00        |             |
|      |                                |   |                 | 4.00        | 17.67       |

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第45号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成23年9月30日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

#### 1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

#### 2 審査日時

平成23年12月5日（月）午前10時から午後4時まで

#### 3 審査場所

和歌山県岩出市高塚513番地  
有限会社岩出カースクール

#### 4 定員

合計20名

#### 5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員

等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
  - (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
  - (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者
- 6 審査の種別及び級に応じた要件
- (1) 空港保安警備業務1級  
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
  - (2) 空港保安警備業務2級  
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
  - (3) 施設警備業務1級  
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
  - (4) 施設警備業務2級  
旧検定の常駐警備2級に合格していること。
  - (5) 交通誘導警備業務1級  
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
  - (6) 交通誘導警備業務2級  
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
  - (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級  
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
  - (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級  
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
  - (9) 貴重品運搬警備業務1級  
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
  - (10) 貴重品運搬警備業務2級  
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。
- 7 審査の方法
- 学科試験及び実技試験とする。
- なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
- 8 申出期間
- 平成23年10月25日（火）及び同月26日（水）の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間
- 9 審査を希望する者の手続
- (1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号:073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。  
なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。
  - (2) 事前申出時の注意事項
    - ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
    - イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。
    - ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。
    - エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。



オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に12の問い合わせ先に確認しておくこと。

カ 上記の手続を経て、受付番号を取得した審査希望者を審査予定者とする。

#### 10 審査申請書等の提出に関する手続

##### (1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

9により審査予定者となった者は、平成23年10月31日（月）から同年11月2日（水）までの3日間の各日とも午前9時から午後5時までの間に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを無効とする。

##### (2) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

オ その他

(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通

(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1通

(エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。

##### (3) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

#### 11 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

#### 12 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

電話番号 073-423-0110（内線3027）

## 公 告

### 入 札 公 告

和歌山県庁南別館管理業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び第167条の10の2第5項の規定に基づき公告する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号 平成23年度委託第1号

(2) 委託業務の名称及び数量

和歌山県庁南別館管理業務委託 一式

(3) 委託業務の仕様等

和歌山県庁南別館管理業務総合評価一般競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）及び入札説明書による。

(4) 委託業務の実施場所

和歌山県和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

(5) 契約期間

契約期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(6) 予定価格 255,965,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第1028号に規定する和歌山県庁南別館管理業務委託に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局管財課（以下「管財課」という。）

(2) 日時

平成23年9月30日（金）から同年10月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## 4 実施要項及び入札説明書（以下「実施要項等」という。）の交付及び説明会の場所、日時等

(1) 実施要項等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) 説明会（現地見学会を含む。）を行う場所及び日時等は、次のとおりとする。

ア 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 日時

平成23年10月17日（月）午前10時から

ウ 説明会への参加手続

説明会への参加を希望する者は、入札説明書に定める書面（ファクシミリを含む。）により、次のとおり行うものとする。

(ア) 提出期間

平成23年9月30日（火）から同年10月11日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所

3の(1)に同じ。

- (3) (1) の規定により交付する実施要項等に関して質問のある場合は、平成23年10月18日（火）から同月24日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 総合評価のための事業計画書の提出場所及び日時等
- 入札に参加しようとする者は、次に定めるとおり事業計画書を提出しなければならない。
- (1) 事業計画書を提出する場所及び日時
- ア 提出場所  
3の(1)に同じ。
- イ 提出期間  
平成23年11月21日（月）から同月28日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) (1) の事業計画書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書を持参するものとする。
- (3) 郵便による事業計画書の提出は認めないものとする。
- 6 入札の場所及び日時
- (1) 入札書の提出場所及び日時は次のとおりとする。
- ア 提出場所  
3の(1)に同じ。
- イ 提出期間  
5の(1)のイに同じ。
- (2) (1) の入札書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書を持参するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出は認めないものとする。
- 7 事業計画のヒアリング及び開札の場所、日時
- 事業計画のヒアリング及び開札の場所、日時は次のとおりとする。
- (1) 場所  
入札に参加した者に別途通知する。
- (2) 日時  
入札に参加した者に別途通知する。
- 8 総合評価一般競争入札方法等に関する事項
- (1) 入札方法
- ア 総合評価一般競争入札方式により行うものとする。  
参加資格の認定を受けた参加者は、次の必要書類を提出するものとする。
- (ア) 入札書
- (イ) 事業計画書
- ※ 上記(ア)の入札書は、封筒に入れ、封印をし、入札者の氏名（社名）並びに事業年度及び事業番号、委託業務の名称及び数量を表示して提出するものとする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法  
県は、次に定める方法により落札者を決定する。

ア 次の条件に適合しない入札参加者は、評価の対象としない。

(ア) 入札価格が1の(6)に定める予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(イ) 事業計画書が、実施要項で定める要求水準をすべて満たしていること。

イ アの規定により評価の対象とならなかった者以外の者について、エに定める総合評価の算出方法により算定した総合評価点を比較して最も高い評価点を得た者を落札者とする。

ウ 最も高い総合評価点を得た入札参加者が2以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者のうち開札時に出席しない者については、本県職員がくじ引きを代行の上落札者を決定するものとする。

エ 総合評価点は、次に定める方法により算出する。

総合評価点 = (基礎点(下記A) + 加算点(下記B)) ÷ 入札価格

A: 基礎点

実施要項に定める業務要求水準をすべて満たしているか否かについて評価を行い、事業計画書がすべての業務要求水準を満たしている場合は適格として基礎点を付与し、満たしていない場合は失格として評価の対象としない。

B: 加算点

事業計画書のうち、加算点項目について、その提案が優れていると認められる者については、加算点の上限の範囲内で、その程度に応じて加算点を付与する。

#### 9 入札保証金に関すること

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加する場合は、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合は、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

#### 11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、競争入札参加資格停止措置を受けて競争入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に定める入札が無効となる事由に該当するときは、入札を無効とする。

## 12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、実施要項等に記載するとおりとする。
- (2) 入札の開札には、管財課の職員が立ち会うものとする。

## 13 契約書の要否

要

## 14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

---

**入 札 公 告**

和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借業務に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成23年度

## (2) 調達業務の名称

和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借業務

## (3) 業務委託の内容

入札説明書による。

## (4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (5) 委託期間

契約日から平成24年3月31日まで

## (6) 賃貸借期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## (7) 平成23年度予算額（平成23年度の委託費は、次の金額を上回らないこと。）

8,949,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第1029号に規定する和歌山県地理情報システム導入及び賃貸借業務に係る一般

競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成23年9月30日（金）から同年10月7日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ

イ 日時

3の(2)に同じ

(2) 入札説明書について質問がある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年10月13日（木）午後4時までの間に、和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して電子メール（e0204001@pref.wakayama.lg.jp）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成23年10月7日（金）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成23年11月8日（火）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ

エ 開札日時

イに同じ

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成23年11月8日（火）午前11時までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の5に相当する金額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合においては、構成員のうちの代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして契約保障金の納付の免除を受けることができるものとする。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかが上記の無効とする入札に該当するときは、入札を無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Procurement of geographical information system for residents as ASP Service.

(2) Time limit for tender :

By hand: 2:00 p.m. November 8, 2011.

(3) Contact point for the notice : Information Policy Division of Wakayama Prefectural Government, 1-2-1 Minato-doricho-kita, Wakayama City , 640-8262, Japan

TEL 073-441-2404 FAX 073-428-1136